

## 第16回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年9月22日(水) 午前10時35分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について

日程第 7 報告第 1号 第2回総務小委員会の報告について

日程第 8 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第 9 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 10 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

長嶺 敏彦

鈴木 学

5 欠席委員 6番委員 高橋 敏彦

### 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和3年9月22日（水） 午前10時35分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番駿河信一委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第16回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年8月25日から令和3年9月22日までの報告をさせていただきます。資料は2ページとなります。

（第15回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は4ページから6ページをご覧ください。

整理番号1番は、譲受人が家族の増加を予定する中で、夫婦の職場に近く、家庭菜園等が可能な広い面積を確保できる申請地に個人住宅を建築して集合住宅から住み替えるため、所有権移転による転用の申し出となります。転用面積は757平方メートルとなっており、内訳は居宅が76.18平方メートル、家庭菜園が144平方メートル、庭

及び駐車場等が536.82平方メートルとなっております。申請地は、小岩井駅からおおむね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考えられ、周辺は小岩井駅を中心として宅地化が進んでおり、住宅に囲まれている状況であることから、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は、全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資に対する予約証明書類により、事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、武田美紀農業委員、長嶺敏彦推進委員、鈴木学推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を武田農業委員にお願いします。

武田農業委員 5番の武田です。それでは、私の方から議案第1号について、令和3年9月15日に長嶺推進委員と鈴木推進委員の3人により現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅より北東へ約470メートルのところにあります。周囲の状況は、東側、西側及び北側は宅地、南側は道路を挟み宅地となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 8番大森です。この中に家庭菜園というものがありますが、家庭菜園というものは、農地に含まれるのか含まれないのか、あるいは宅地となるのか、その辺、お伺いします。

細川主任主査 家庭菜園に関する取り扱いではありますが、農地転用にあって家庭菜園を宅地の一部として認めるということについては、営農目的があるかどうか、出荷・販売目的があるかどうか、そういったところも判断の基準になってくるものと考えております。今回は、市街化が進む地域における住宅敷地内の家庭菜園であり、相手方も出荷目的はないということでありましたので、ここについては農地ではなく、宅地における庭の一部、一般家庭における趣味のスペースの一部という解釈をすることにより、今回の家庭菜園は宅地の一部に含まれるということで転用対象になるものと考えております。

大森農業委員 家庭菜園に関する面積については、どの程度まで許容範囲となるのか、あるいはどれ以上が許可にならないのでしょうか。結構、家庭菜園と言いつつ、家の前で小屋を作って100円で販売している人達もあるので、そういう人達の場合はどのように扱うのかお聞きします。

細川主任主査 実際のところ、無人販売所等を使ったり、近くの産直施設等に出荷したりしているかどうかというところまでは、私共の方で全部を把握しきれないことは確かであります。そして、面積に関して言えば、明確な基準というものが無いことから、あくまでも相手が趣味の範囲である、また、収入の糧として栽培をするという意味が無いということで、市街化区域でも時々家庭菜園として転用したいという相談はありますが、そういうところについて県等に問い合わせますと、そういった点も含めて判断すると良いのではないかとということでありますので、私共としては、面積はもちろんのこと、明らかに面積が大き過ぎるのではないかとと思われる場合は、もう少し聞き取り等詳しく調査を行う必要があるとは思いますが、現在の100平方メートルや150平方メートル程度の面積で、複数種類の野菜や果物等を作付している範囲であれば、自家消費目的による家庭菜園でやって行く位の範囲ではないかと判断されると思われましたので、今回は家庭菜園と見なそうとするものであります。今後、500平方メートル、さらには1町歩の家庭菜園等といった話があるようであれば、もちろんそのような場合には、実際どのような計画を持っているのか、本当に家庭菜園としての転用に当てはまるのか、というところは確認して、場合によっては県等に意見を求めたうえで判断していく必要があると考えております。

議長 大森委員よろしいでしょうか。ほかに質疑ありますか。

吉清水農業委員 計画図において住宅のすぐ前の道路が市道と書かれていますが、農道のような形で利用されている場所ですが、本当に市道なのでしょう。

細川主任主査 大変失礼いたしました。接道している部分については、手元の資料によりますと道路課の確認の中で私道ということでありました。合併浄化槽の放流先として市道側溝との記載がありましたことから、こことを混同して、申請時に提出を受けた計画図の表示の誤りに気付くことができなかつたものと思われまふので、その点について訂正させていただきます。なお、意見書案に関しては、用排水の欄における排水先で滝沢市道側溝に排水というところは間違いありませんので、意見書案についてはそのままということになります。また、武田農業委員の現地調査報告にありました、道路に面しているとした道路については私道を指したものでありますので、補足させていただきます。

吉清水農業委員 そうしますと、排水のパイプは他の家の敷地を跨いで市の道路に排水される形なのか、それとも無断で私道を掘ってという形ではないと思ひますが、その辺、計画図では分からないのですが、どのようになるのでしょうか。

細川主任主査 許可申請時に提出された資料によりますと、浄化槽から私道に沿って、小岩井駅前から延びている市道の側溝まで埋設管を入れるという計画になっております。ただし、具体的にこの区間について、私道経由なのか、あるいは民地を経由するものなのかまでは、こちらで把握しておら

ず、最終的に市道側溝への放流することに対する道路占用許可を受けているところまでを確認しているという状況でございます。

議長 吉清水委員よろしいですか。そのほかにありますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は8ページから10ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査をしたところ、農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと、証明することに問題はないものと考えられます。

なお、整理番号2番について、理由説明において先代との記載がありますが、願出人である現在の土地所有者は当時の農地所有者の妻であるものの、今回、願出人の息子が相続手続きを進めている中で判明した等の経緯がありますことから、先代と記載されていることを申し添えます。  
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員 推進委員の鈴木です。それでは、私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、一本木保育園より東へ約380メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び西側は農地、南側及び北側は道路になっており、現地は、アスファルト舗装がされ、一本木公葬地と市道を繋ぐ通路の一部となっておりました。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、鵜飼小学校より北西へ約320メートルのところにあります。周囲の状況は、コの字型の土地で宅地を囲むように、東側及び西側は道路を挟み農地、南側及び北側は農地になっており、現地は、住宅や作業小屋が設置されている他、植栽が配置

された庭やアスファルト舗装された駐車場及び通路となっております。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第3号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は12ページをご覧ください。

この制度の適用を受けた相続人は、3年ごとに税務署に継続届出書を提出することとなっております。関係法令によって、農業委員会で発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書を添付することになっております。このため、農業委員会では適用を受けている農地の現況を確認し、証明する必要があることとなります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは、私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の農地のうち、まず、鶉飼下高柳地内の農地は、薬王堂岩手鶉飼店から南へ約500メートルのところであり、田として利用しているとのことでした。次に、大久保地内の農地は、滝沢中央小学校から北へ約200メートルのところであり、以前は田として利用されていましたが、現在は転作により畑として利用しているとのことでした。また、室小路地内の農地は、ツルハドラッグ滝沢室小路店の東側に隣接した市街化区域に所在しており、周辺は宅地化が進んだ中であって、畑として利用しているとのことでした。対象の農地を確認したところ、すべて適正に肥培管理されており、問題ないものと見受け

られました。  
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、報告第1号、第2回総務小委員会の報告について、総務小委員会大森副委員長より報告をお願いします。

大森副委員長 総務小委員会副委員長の大森です。総務小委員会報告につきましては、委員長が議長でありますので、副委員長の私から第2回総務小委員会の結果を報告させていただきます。

第2回総務小委員会は8月24日に齊藤委員長以下5名の委員と事務局職員で「令和3年度滝沢市農業委員会活動計画後期案」について協議いたしました。後期の実施計画につきましては、今年度前期の実施状況を踏襲しつつ、雫石町との委員合同研修や県外研修などの研修や懇親会等についてはコロナウイルス感染症の状況により今のところ実施を見送る可能性が高いことなど、事務局案が了承されました。

各委員からは、委員が感染や自粛とならないようなやり方を模索するなど、中止や延期について、臨機応変に対応すべきという意見が出されました。

後期日程につきましては、資料として同封されております、A3版の活動計画をご覧ください。

以上、第2回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第8、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書15ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第16回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年9月22日 午前11時00分

議 長

---

会議録署名人 8 番委員

---

会議録署名人 1 番委員

---

これは原本である。

令和3年9月22日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一